

介護予防訪問看護利用料金表  
訪問看護利用料金表

【要支援1・2】  
【要介護1～要介護5】

【介護保険】

<令和6年6月1日改定>

指定訪問看護ステーション やすらぎの杜

要支援1・2

訪問看護ステーション(看護職員)

利用時間	1割	2割	3割	10割
20分未満 (24時間体制、20分以上/週1回)	303円	606円	909円	3,030円
30分未満	451円	902円	1,353円	4,510円
30分以上1時間未満	794円	1,588円	2,382円	7,940円
1時間以上1時間30分未満	1,090円	2,180円	3,270円	10,900円

\* 准看護師の場合10%減算

療法士等が行う訪問看護(リハビリ)

利用時間	1割	2割	3割	10割
1回あたり(20分以上)	284円	568円	852円	2840円

\* 1日に2回を超えた場合は、1回につき50%減算

\* 1週間に6回を限度に算定

\* 利用開始月より12ヶ月超の場合、1回につき8円減算

(前年度、療法士による訪問回数が看護師の訪問回数を上回る場合又は特定の加算を算定していない場合)

\* 利用開始月より12ヶ月超の場合、1回につき5円減算(上記以外の場合)

要介護1～5

訪問看護ステーション(看護職員)

利用時間	1割	2割	3割	10割
20分未満 (24時間体制、20分以上/週1回)	314円	628円	942円	3,140円
30分未満	471円	942円	1,413円	4,710円
30分以上1時間未満	823円	1,646円	2,469円	8,230円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	2,256円	4,512円	11,280円

\* 准看護師の場合10%減算

療法士等が行う訪問看護(リハビリ)

利用時間	1割	2割	3割	10割
1回あたり(20分以上)	294円	588円	882円	2940円

\* 1日に2回を超えた場合は、1回につき10%減算

\* 1週間に6回を限度に算定

\* 利用開始月より12ヶ月超の場合、1回につき8円減算

(前年度、療法士による訪問回数が看護師の訪問回数を上回る場合又は特定の加算を算定していない場合)

夜間(18時～22時)と早朝(6時～8時)加算は単位数の25%加算

深夜(22時～6時)加算は単位数の50%加算

	1割	2割	3割	10割	
複数名訪問加算(30分未満)	254円	508円	762円	2,540円	複数名での訪問を家族等の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合加算
複数名訪問加算(30分以上)	402円	804円	1,206円	4,020円	
複数名訪問加算(30分未満)	201円	402円	603円	2,010円	複数名での訪問を家族等の同意を得て、同時に複数の看護師と看護補助者が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合加算
複数名訪問加算(30分以上)	317円	634円	951円	3,170円	
長時間訪問看護加算	300円	600円	900円	3,000円	特別管理加算の対象者について1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定のサービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算する。
緊急時訪問看護加算Ⅰ (月額)	600円	1,200円	1,800円	6,000円	①利用者又は家族等からの電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にあること。 ②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分は業務管理等の体制の整備が行われていること。
緊急時訪問看護加算Ⅱ (月額)	574円	1,148円	1,722円	5,740円	①利用者又は家族等からの電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にあること。
特別管理加算Ⅰ (月額)	500円	1,000円	1,500円	5,000円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ (月額)	250円	500円	750円	2,500円	その他
初回加算Ⅰ (月額)	350円	700円	1,050円	3,500円	新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した日に訪看の看護師が、初回の訪問看護を行った月に算定
初回加算Ⅱ (月額)	300円	600円	900円	3,000円	新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した日の翌日以降、初回の訪問看護を行った月に算定
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	6,000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合2回)
看護・介護職員連携強化加算(月額)	250円	500円	750円	2,500円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養)
口腔連携強化加算(月額)	50円	100円	150円	500円	口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合1月に1回算定
ターミナルケア加算	2,500円	5,000円	7,500円	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	6円	12円	18円	60円	

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に訪問看護を行った場合 10%減算

その他の費用

エンゼルケア

10,000円

# 精神科訪問看護利用料金表 【医療保険(1～3割)】

<令和6年6月1日改定>

指定訪問看護ステーション やすらぎの杜

## 【精神科訪問看護基本療養費 I】

看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	5,550円	30分以上	6,550円
30分未満	4,250円	30分未満	5,100円

准看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	5,050円	30分以上	6,050円
30分未満	3,870円	30分未満	4,720円

## 【精神科訪問看護基本療養費 III】(同一建物居住者で同一日2人の訪問)

看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	5,550円	30分以上	6,550円
30分未満	4,250円	30分未満	5,100円

准看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	5,050円	30分以上	6,050円
30分未満	3,870円	30分未満	4,720円

## 【精神科訪問看護基本療養費 III】(同一建物居住者で同一日3人以上の訪問)

看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	2,780円	30分以上	3,280円
30分未満	2,130円	30分未満	2,550円

准看護師

週3日まで		週4日目以降	
30分以上	2,530円	30分以上	3,030円
30分未満	1,940円	30分未満	2,360円

## 【精神科訪問看護基本療養費 IV】

8,500円	外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)
--------	--

訪問看護ベースアップ評価料(I)月額	780円	
特別地域訪問看護加算	所定額の50/100	
精神科緊急訪問加算	2,650円	
	2,000円	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	90分を超える看護:週1日、別に厚生労働大臣が定める場合:週3回)
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く) 同一建物内1人または2人の場合	1日1回4,500円、1日2回9,000円、1日3回14,500円	保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士
	1日1回3,800円、1日2回7,600円、1日3回12,400円	同上と准看護師
	3,000円	同上と看護補助者又は精神保健福祉士(1回/週)
夜間(午後6時～午後22時)・早朝(午前6時～午前8時)訪問看護加算	2,100円	深夜(午後10時～午前6時)訪問看護加算 4,200円
精神科複数回訪問加算	4,500円	2回目/日 同一建物内1人または2人(3人以上 4,000円)
	8,000円	3回以上/日 同一建物内1人または2人(3人以上 7,200円)
精神科重症者早期集中支援 管理連携加算(月額)	8,400円	a)1年以上入院して退院した者、入退院を繰り返す者又は自治体が作成する退院後支援計画において支援を受ける期間にある措置入院後の患者b)統合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分(感情)障害又は重度認知症の状態(認知症高齢者の日常生活自立度のランクMに該当する状態)の状態、退院時におけるGAP尺度による判定が40以下の者
	5,800円	上記 a、bいずれかに該当する患者であること
訪問看護情報提供療養費(月額)	1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費	20,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

その他の費用

エンゼルケア	10,000円
--------	---------

# 訪問看護利用料金表【医療保険(1~3割)】

<令和6年6月1日改定>

指定訪問看護ステーション やすらぎの杜

## 【基本療養費Ⅰ】

看護師、療法士等	利用料
週3日まで	5,550円
週4日目以降	6,550円
准看護師	利用料
週3日まで	5,050円
週4日目以降	6,050円

## 【基本療養費Ⅱ】

\*同一建物居住者で同一日3人以上の訪問

看護師、療法士等	利用料
週3日まで	2,780円
週4日目以降	3,280円
准看護師	利用料
週3日まで	2,530円
週4日目以降	3,030円

## 【基本療養費Ⅲ】

\*同一建物居住者で同一日2人の訪問

看護師、療法士等	利用料
週3日まで	5,550円
週4日目以降	6,550円
准看護師	利用料
週3日まで	5,050円
週4日目以降	6,050円

## 【基本療養費Ⅲ】

外泊中の訪問看護(管理療養費なし)	8,500円
-------------------	--------

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)月額	780円				
特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100				
緊急訪問看護加算	2,650円	月14日目まで 診療所、在宅療養支援病院の指示により訪問看護を実施。日時、内容及び対応状況を記録すること。算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載すること。			
	2,000円	月15日目以降			
難病等複数回訪問加算	4,500円	2回			
	8,000円	3回以上			
長時間訪問看護加算	5,200円	90分超える訪問看護:特別管理・特別指示週1回、15歳未満(準)超重症児:週3回			
複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	4,500円	看護師等と訪問(週1回)			
	3,800円	准看護師と訪問(週1回)			
	3,000円	看護補助者と訪問(特別指示の場合は回数制限なし)			
(1人以上の看護職員との同行) *別に厚生労働大臣が定める場合に限る	1日に1回の場合 3,000円、1日に2回の場合 6,000円、1日に3回以上の場合 10,000円				
夜間(午後6時~午後22時)・早朝(午前6時~午前8時)訪問看護加算	2,100円	深夜(午後10時~午前6時)訪問看護加算	4,200円		
乳幼児加算(6歳未満)	1,500円				
訪問看護管理療養費	7,670円	月の初日			
	3,000円	2日目以降			
24時間対応体制加算 イ(月額)	6,800円	24時間対応体制における看護業務の看護業務の負担軽減の取り組みを行っており場合			
24時間対応体制加算 ロ(月額)	6,520円	イ 以外の場合			
退院共同指導加算	8,000円	1回、がん末期等は2回 更に、特別管理指導加算(特別管理加算の対象)2,000円			
退院支援指導加算	6,000円	退院日			
在宅患者連携指導加算	3,000円	月に1回	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	月2回
特別管理加算 (月額)	5,000円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態			
	2,500円	上記以外のその他該当者(重度の褥瘡を追加)			
訪問看護情報提供療養費(月額)	1,500円				
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)			
看護・介護職員連携強化加算(月額)	2,500円	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合			

その他の費用

エンゼルケア	10,000円
--------	---------